

第98回茨城県大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

- 1 日 時 平成28年11月24日(木) 13:45～14:40
- 2 場 所 筑西合同庁舎1階 大会議室
- 3 出席委員 矢野委員長, 国松副委員長, 林委員, 水野委員, 矢口委員, 若柳委員
事務局 箕輪中小企業課長 他

4 議事要旨

大規模小売店舗の届出に対する意見について

(1) 山新東海店(新設)

- ・ 委員
図面ではE-2出入口の「止まれ」の正面に街路樹があるようですが、実際はどうですか。
- ・ 事務局
出入口の正面に街路樹はないと思いますが、E-2, E-3出入口が面している歩道に街路樹がありますので、出入口と街路樹の関係について確認します。(E-2, E-3出入口に近い街路樹各1本については、村と協議の上、撤去しています。11/30確認)
- ・ 委員
街路樹は、写真にある程度の大きさですか。それとも、もっと成長するのですか。
- ・ 事務局
新たな植樹はないと思われませんが、既存の街路樹の位置や高さ、視認性等について確認します。(新たな植樹はありません。村と協議の上残した街路樹(高さ約3.5m, 幹太さ約13cm)は視認性に問題はないと考えていますが、施設完成後に村と現地確認を行う予定です。11/30確認)
- ・ 委員
街路樹の位置変更は、出店側ができるのですか。
- ・ 事務局
道路管理者である村との話し合いになると思いますが、当該計画においてどのようになっているか設置者へ確認します。(前記のとおり、村と協議して対応しました。11/30確認)
- ・ 委員
室外機等の置き場所を確認したいのですが、屋上になるのですか。
- ・ 事務局
はい、空調用室外機及びキュービクルは屋上になります。
- ・ 委員
荷さばき車両の出入口は3箇所ですか。
- ・ 事務局
先程、2箇所と申し上げましたが3箇所を計画しています。
- ・ 委員
荷さばき車両は、そのスペースの中で回転することはありませんか。
- ・ 事務局
3箇所の搬出入口のうち、2箇所を入口、出口として使用しますので、前進で対応する計画です。(C-2荷さばき施設を利用するときも搬出入口2箇所を入口、出口として使用しますが、車寄せの際に一部バックします。(他の荷さばき車両との交錯はありません。))

- ・ 委員

屋上駐車場から下りてきた車両について、「止まれ」の標示で止まった車がE-1 出入口から出る場合、曲がれないことはないと思いますがタイトだという印象があります。また、下りてきた目の前に灯油販売所がありますので、ブレーキを踏み損ねた場合などの危険回避のための配慮をいただきたいと思います。
- ・ 事務局

これにつきましては、予め追加対策を設置者に求めておまして、灯油販売所の出入口側にはバリカーを設置するとのことです。また、屋上駐車場から下りてきた車両に注意喚起を促すため、「入庫車・歩行者注意」看板を、E-1 出入口に向かう車両への注意喚起として「歩行者注意」看板を設置するとのことです。
- ・ 委員

灯油を購入する場合は、一度に複数の灯油タンク分を購入する様子をよく見かけます。この場合、近くに駐車スペースがないと台車で運ぶこととなりますので危険が増しますが、灯油販売所近くの駐車スペースを冬季だけでも灯油購入者用にするなどの対応はあるのでしょうか。
- ・ 事務局

灯油購入者の安全確保の配慮について、設置者に確認します。(灯油専用駐車場については、運営していく中で必要があれば検討します。11/30 確認)
- ・ 委員

E-1 出入口は左折出庫のみですか。
- ・ 事務局

はい、この出入口は駅東大通りの北側のゾーンからの来店を考慮しておりますので、左折出庫のみの計画としております。ほとんどの車両は、E-2, E-3 出入口を左折・右折出庫する計画です。
- ・ 委員

ここに車両を駐めたまま隣接のイオンに行くときは、どこの入口から入りますか。
- ・ 事務局

店舗南側村道に面した立体駐車場の入口の先に店舗入口がありますので、そちらから入ることが考えられます。
- ・ 委員

立体駐車場のスロープですが、建物の壁際に沿って下り口・上り口があり、突然、車が見えるというのは危険なため、視認性が取れる手すりのようなものにできないのでしょうか。
- ・ 事務局

図面の黒い部分は屋根だけの部分であり、建物の壁はありません。スロープは壁になっていますが、高さ的に車両の通行が見えますので、突然、車両が出てくるといったことはないと思います。(スロープの壁の高さは91cm であり、スロープ下停止線から約3m は壁を設けていないので、視認性に問題はないと考えます。11/30 確認)
- ・ 委員

アイドリングストップ看板を設置するということですが、どこに設置されますか。
- ・ 事務局

イオン側のフェンスに1箇所、南側村道沿いのフェンスに2箇所設置する計画です。

- 委員
緑化計画はどのようになっていますか。
- 事務局
当該計画地は、元は三菱原子燃料の寮であり、今回の出店については開発行為に当たらないため、条例に該当しないことから緑地の設置計画はないとのことでした。
- 委員長
いろいろ意見をいただきましたが、当該店舗の新設届出については、市町村意見、指針等を勘案した結果、周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見は特になし、として答申してよろしいでしょうか。
- 全委員
異議なし。
- 委員長
そのように答申させていただきます。

(2) ニトリ古河店（新設）

- 委員
国道4号線の交通量は多いため、右折車両の滞留により発生する交通渋滞について古河市から意見が出ています。設置者の回答は「開店後の様子を見ながら対策を検討する」とのことですが、それで市は了解していますか。事前に信号機を設置するような対応はないのでしょうか。
- 事務局
設置者から提出された対応報告書については、古河市に報告しております。
「オープン時や繁忙時は交通整理員を配置する」旨の回答がありましたので、現時点では更なる対策を求めているものと思われまます。
- 委員
駐車場内の速度制限は時速何kmで予測していますか。
- 事務局
時速20kmで予測しています。駐車場は広くないので、来客車両がこれ以上加速することはないと思われまます。
- 委員
駐車場内に歩行者用通路がないようですので、車両が通るところを歩行者が歩くこととなります。敷地が三角形であり、凸部に駐車した人はいくつもの通路を渡るので、そのあたりの安全対策について配慮いただきたいです。
- 事務局
駐車場内の安全対策については、設置者に伝えます。（駐車場内においては、来客者が集中する店舗正面に横断歩道及び止まれ表示を設けることで歩行者の安全確保に努めていますが、駐車場の形状から店舗正面以外に横断歩道等を設置するのはスペース的にも難しい状況です。このため、歩行者が駐車場内の車路を横断する際に安全を確認するための島状のスペースを確保するとともに、車路は全て幅員6m以上としており、お客様が車路を歩いた場合でも安全に通行できる幅員を確保した計画としています。12/5確認）
- 委員
荷さばき車両が1時間に1台ずつ入る計画ですが、その台数で搬入車両が入るのでしょうか。

- ・ 事務局
最大の台数で予測したうえで1日10台と見ていますので、毎日10台入るというわけではありません。
- ・ 委員
荷さばき車両が駐車場内を通過して移動し、荷さばき施設へはバックで入るのですか。
- ・ 事務局
はい。荷さばき、廃棄物収集の作業時には従業員が付いて、歩行者等との交錯を避けるよう安全確保に努めるとのことです。また、バックするエリアを来客者等が横断することがないように、従業員用駐車場を設け、従業員が予め営業時間前に駐車する対応としています。
- ・ 委員
荷さばき施設に矢印の記載がありますが、これは勾配があるという意味なのでしょうか。
- ・ 事務局
確認します。(勾配はありません。荷さばき施設の矢印はトラックが進む方向(後進)として記載しているものです。12/2確認)
- ・ 委員
荷さばき施設ではバックブザー音があるようですが、音は結構大きいのでしょうか。
- ・ 事務局
バックブザー音の騒音レベルは90dBで予測しています。
- ・ 委員
植栽はありますか。
- ・ 事務局
施設南側の駐車場の周囲については、緑地帯を設ける計画です。
- ・ 委員
出入口①付近の歩道に「花」と記載がありますが、この意味は何でしょうか。
- ・ 事務局
現状は植栽がある場所ですが、歩道の切り下げ工事により撤去されます。
- ・ 委員
駐車場内にカート置場はないのでしょうか。
- ・ 事務局
設置者に確認します。(カート置場は駐車場内の南角の緑地部分に1ヶ所設置する計画です。12/2確認)
- ・ 委員
駐車場内の横断歩道の手前や車路の交差点部に「停止線」を新たに配置したとのことですが、当初の届出では計画になかったということでしょうか。
- ・ 事務局
当初の届出においては、図面に停止線の標示はありませんでしたが、庁内構成課からの意見を踏まえ、配置するに至ったとのこと。

- 委員長
いろいろ意見をいただきましたが、当該店舗の新設届出については、市町村意見、指針等を勘案した結果、周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見は特になし、として答申してよろしいでしょうか。
- 全委員
異議なし。
- 委員長
そのように答申させていただきます。